

議案第 38 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 6 月 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市まちづくり協働センター条例の一部を改正する条例

第1条 三田市まちづくり協働センター条例（平成17年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項及び幼児室の項を削る。

第2条 三田市まちづくり協働センター条例の一部を次のように改正する。

別表会議室1の項及び会議室2の項を削る。

第3条 三田市まちづくり協働センター条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 駅前子育て交流ひろば

第3条の2の表を次のように改める。

施設	使用時間
(1) 駅前子育て交流ひろば	午前10時から午後5時30分まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)
(2) 第3条第1項第7号に規定する施設のうち、幼児室(以下「幼児室」という。)	ア 午前10時から午後10時まで(月曜日、金曜日及び土曜日に限る。) イ 午後6時から午後10時まで(日曜日及び火曜日から木曜日までに限る。)
(3) 行政サービスコーナー	午前10時から午後6時まで
(4) 前3号以外の施設	午前10時から午後10時まで

第3条の3を次のように改める。

(休所日)

第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

施設	休所日
(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで（午後 6時から午後10時までを除く。） イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 前2号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

別表講座室の項の次に次の2項を加える。

大会議室	50. 2	24	250	
幼児室	66. 2	—	350	

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成23年8月1日
- (2) 第2条の規定 平成23年9月1日
- (3) 第3条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日